

広島市水道局建設コンサルタント等業務成績評定要領運用基準
(土木関係建設コンサルタント等業務用)

(基準の趣旨)

第1条 この基準は、広島市水道局建設コンサルタント等業務成績評定要領（以下「評定要領」という。）第12条に基づき、広島市水道局が発注する土木関係建設コンサルタント等業務（地質調査業務、測量業務及び土木関係建設コンサルタント業務（監理業務を除く。））（以下「業務」という。）の成績評定（以下「評定」という。）の運用基準を定めることにより、評定の適切な実施を図ることを目的とする。

(評定の内容)

第2条 評定は、次の評価項目ごとに重みを考慮し行うものとする。

評価項目		細別	業務 評定	技術者評定	
				管理	照査
プロセス 評価	実施能力の評価	実施体制及び 執行計画	20	20	－
	実施状況 の評価	執行管理	5	5	－
		品質管理	20	20	50
		業務特性	10	10	－
		創意工夫	4	4	－
	説明調整能力 の評価	説明調整能力	6	6	－
	取組姿勢	責任感・積極性 ・倫理観	5	5	－
結果評価	成果物の品質		30	30	50
合計			100	100	100

(評定の方法)

第3条 評定は、評定要領第4条に基づき、調査職員、業務担当課長及び検査職員の3者（以下「評定者」という。）が、評定要領第5条第2項に基づく業務成績評定表（以下「評定表」という。）により実施し、業務の内容により次に掲げる様式から選定するものとする。

なお、下記業務の細目に該当しない業務については、類似の業務を参考として様式を選定するものとする。

(1) 地質調査業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・評定表1

・「地質・土質調査業務共通仕様書」第101条に規定する「地質・土質調査業務」

(2) 単純調査業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・評定表2

〔・「設計業務共通仕様書」第1204条に規定する「調査業務」
・「設計業務共通仕様書」第1205条に規定する「計画業務」〕

のうち、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等
・別表－1の例示のとおり

別表－１ 「単純調査業務」の例示

項目	具体例
共通	・単純なデータ収集整理業務 ・単純なデータ処理業務 ・書類編集的な業務 ・文献収集業務
河川、砂防及び海岸	・水理・水文観測業務 ・データ加工業務（降雨解析等） ・不等流計算等の計算業務（システム開発を除く） ・補償数量の算出 ・工事記録等資料の分類・整理 ・工事図面集、写真集等の作成
道路	・一般的な現地踏査又は交通量観測業務 ・台帳整理等を目的とした資料収集業務
トンネル	・クラック等変状の計測調査
施工計画及び施工設備	・施工関連資料の収集整理
情報	・定期的なデータメンテナンス ・資料収集的な業務又は単純なデータ作成のみの業務
防災	・資料収集的な業務
環境	・大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法が J I S 等で規定されている測定業務
その他	・上記具体例に準ずるもの

- (3) 測量業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 評価表 3
「測量業務等共通仕様書」第 101 条に規定する「測量業務」
- (4) 設計業務「調査・計画業務」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 評価表 4
「設計業務共通仕様書」第 1204 条に規定する「調査業務」
「設計業務共通仕様書」第 1205 条に規定する「計画業務」
- (5) 設計業務「概略・予備設計等」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 評価表 5
「設計業務共通仕様書」第 1206 条 2～3 に規定する「概略設計」、「予備（基本）設計」
- (6) 設計業務「詳細設計」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 評価表 6
「設計業務共通仕様書」第 1206 条 4 に規定する「詳細設計」
- 2 評価の方法は、別紙－２から別紙－４までの「採点表」及び「参考：採点上の補足」に基づいて行い、別紙－１の各「成績採点表」に結果を記録し、「業務成績評価表」に取りまとめるものとする。
- 3 評価者のうち、調査職員は別紙－２－１の「採点表」により、業務担当課長は別紙－２－２及び別紙－４の「採点表」により、業務が完了した時、それぞれ評価を行うものとする。
- 4 検査職員は完了検査が終了した時、別紙－３の「採点表」により評価を行うものとする。
- 5 所見は、別紙－１ 「業務 成績採点表」に、各評価者が記入するものとする。

（調査職員及び検査職員の審査基準）

第 4 条 評価にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、各評価項目に従って評価を行うものとする。
（評価項目の追加、削除、もしくは、配点、重みの変更は行わない。）

(業務担当課長の考査基準)

第5条 業務担当課長の評定における考査基準は、次によるものとする。

(1) 評定点範囲

評定表(業務担当課長用)の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

(2) 事故等による減点

当該業務履行期間中に受注者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定(100点満点換算)に対して、別表-2を参考として-15点まで減点することができる。

別表-2 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭注意	文書注意	指名停止1ヶ月まで	指名停止が1ヶ月を超える
考 査 点	-3点	-5点	-10点	-15点

【適用事例】

- ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・一括再委託、一括下請負を行った。
- ・打合せ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ・当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・その他(理由:)

(3) 瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果品に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書のかし担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表-3を参考として-20点まで減点することができる。ただし、ここでのいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、総合評定が採用された後に当該事象が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。

別表-3 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により瑕疵修補又は損害賠償の実施
考 査 点	-10点	-20点

(対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い)

第6条 対象業務が、複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の採点表を適用する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成23年11月1日から適用する。

附 則

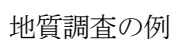
この基準は、令和4年4月1日から適用する。

1. 業務執行に係る過失に伴う減点について

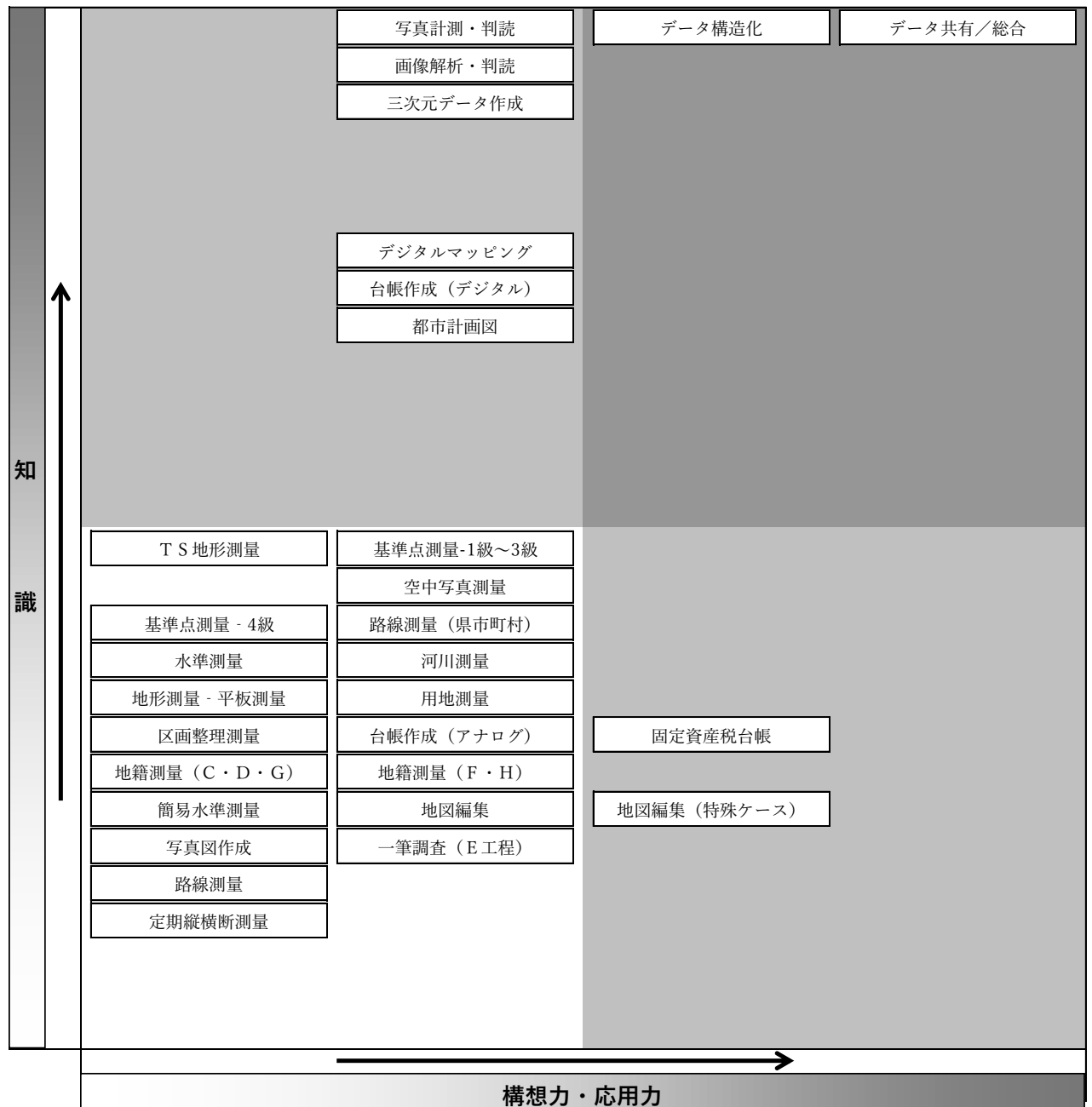
以下、例を示す。

・その他（業務担当課長（調査職員）の再三の指示にもかかわらず、改善されなかった。）

採点表の評価細目で、“高度な技術レベル”“難易度の高い業務”の項目があるが、これに関しては「設計・コンサルタント業務等入札契約問題検討委員会 中間とりまとめ」（建設省、平成１２年４月）に示される「知識」の高い業務かつ／又は「構想力・応用力」の高い業務を指す。以下、標準的な業務内容に基づいた例を示す。

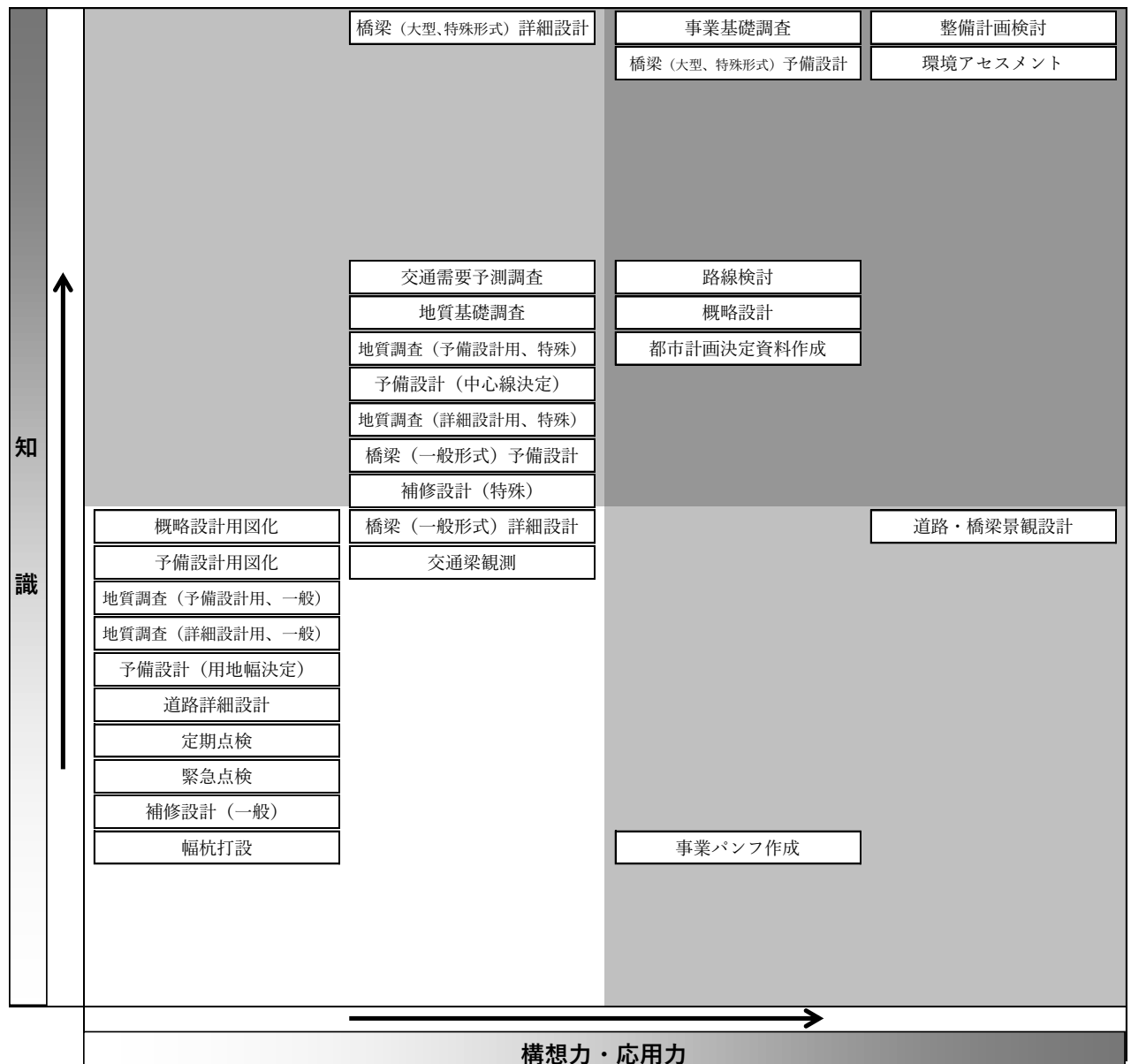


参考：採点上の補足（2／5）



測量作業の例

参考：採点上の補足（3／5）



道路事業に関わる調査・計画・設計業務の例

参考：採点上の補足（４／５）

知識	利水計算	堰設計 A	高水流量検討 A	河川整備基本方針
		水門設計	正常流量検討 A	河川整備計画
		排水機場設計 A	治水経済調査 A	水理・土砂解析 A
		河道計画 A	環境管理基本計画	事業評価
		防災システム B	氾濫解析	総合治水対策
			利水計画	防災システム A
			河川情報システム	環境アセスメント
	正常流量検討 B	高水流量検討 B	計画降雨検討	特殊構造物設計
	降雨解析 A	低水流出解析		内水解析 A
	内水解析 B	河道特性検討		
意識	河道計画 B	ハザードマップ		
	堰設計 B	堤防・護岸設計 A		
		樋門・樋管設計 A		
	堤防・護岸設計 B	治水経済調査 B	河川環境整備	河川景観設計
	樋門・樋管設計 B	水理・土砂解析 B		
	床止め設計	河川水辺環境調査		
		耐震調査		
		排水機場設計 B		
	降雨解析 B	点検調査	広報資料作成	水理計算プログラム開
	水文・水質観測			
	定期縦横断測量			
	河川台帳作成			
構想力・応用力				

注：A、Bは同種の業務における難易度の違いを表し、Aは難易度が大きいものであるもの。

河川事業に関わる調査・計画・設計業務の例

参考：採点上の補足（5／5）



下水道事業に関わる調査・計画・設計業務の例

業務成績評定表

別紙－1 業務成績採点表

別紙－2－1 採点表（調査職員）

別紙－2－2 採点表（業務担当課長）

別紙－3 採点表（検査員）

1 事故等による減点

表-1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	口頭注意	文書注意	指名除外 1ヵ月まで	指名除外が 1ヵ月を超える
考查点	－ 3 点	－ 5 点	－ 1 0 点	－ 1 5 点

☐入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。

☐発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。

☐廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。

☐一括再委託、一括下請負を行った。

☐打合せ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。

☐当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。

☐当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした

☐その他（理由：_____）

成果品に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書の瑕疵担保条項等に記された手続に従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、表－２を参考として－２０点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、総合評点が採点された後に当該事象が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。

区分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により瑕疵修補 又は損害賠償の実施
考查点	－ 1 0 点	－ 2 0 点